

4月から生活困窮者の支援制度が始まります

○自立相談支援事業

失業して職がない、病気がちで働けない等、生活に不安を抱えて困っている方、お気軽にご相談ください。

■支援内容

就労支援・債務相談・自立に向けた各種支援を行います。

■相談窓口

下野市社会福祉協議会

☎(43) 1236

下野市役所社会福祉課

(石橋庁舎)

☎(52) 1112

○住宅確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失う恐れがある方には、就職に向けた活動をする条件に一定期間家賃を支給します。

詳しくはお問い合わせください。

○学習支援ボランティア募集

市では、中学生に学習を教えるボランティアを募集します。

■応募資格

・学習支援ボランティア
・教員免許を有する方、熟講師経験者

・支援補助ボランティア

・意欲のある市民の方

・学生ボランティア

・4年生大学・短大の在学生

■開始時期 6月から

■時間

・毎週土曜日

午後1時～4時

・夏季・冬季期間に数日

■応募方法

社会福祉課までお電話ください。「学習支援ボランティア登録申請書」をお送りします。

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課 ☎(52) 1112

ご存知ですか？ 固定資産の縦覧・閲覧 制度

4月1日(水)から、固定資産

課税台帳の閲覧、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧がスタートします。ぜひ、この機会にこの制度をご活用ください。

○例えばこんな方

・自分の固定資産税がいくらになるのか心配で…

・自分の土地・家屋と他の土地・家屋の評価額を比較して、適正であるか確認したい…

・土地や家を借りているが、その評価額や税額がいくらになっているのか知りたい…

・今年になってから土地を取得したが、その土地がどのような評価をされているのか知りたい…

○固定資産課税台帳の閲覧

自己の資産の価格、課税標準額、税額、評価方法等、また、借地人・借家人等の借りている土地・家屋の確認をすることが出来ます。

■閲覧場所 税務課窓口

■期間

通年(土・日・祝祭日、年末年始の休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

■対象者

①固定資産の所有者

②土地を借りている人

③家屋を借りている人

④固定資産の処分をする権利を有する一定の人

■必要なもの

・納税通知書または運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの。

・対象者の①～④に該当する人は、それらを確認できるもの。(賃貸借契約書等)

代理人の方はさらに委任状が必要です。

■手数料 写し1枚につき300円(ただし、縦覧期間中は無料。)

○縦覧される方

固定資産税の納税者が、自己と他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認するための制度です。

■縦覧場所 税務課窓口

■期間 4月1日～6月1日(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

■対象者 納税者の方

■必要なもの 納税通知書または運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの。代理人の方はさらに委任状が必要です。

■手数料 無料

■問い合わせ先 税務課 ☎(40) 5554

小山広域保健衛生組合からのお知らせ

一般廃棄物処理委託訴訟に関する検証委員会報告書を公表します。左記のアドレスからご覧ください。

☎ http://www.city.oyama.tochigi.jp/kouiki/soumuka/kekka.html

■問い合わせ先

小山広域保健衛生組合総務課 ☎(22) 2809